



2025年2月13日

各位

会社名 **平河ヒューテック株式会社**  
代表者名 代表取締役 篠 祐 一  
執行役員社長  
(コード番号: 5821 東証プライム市場)  
問合せ先 総務部長 高橋 秀雄  
(TEL. 03-3457-1400)

## 株式の無償割当てに関するお知らせ

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり当社が保有する自己株式を活用した株式の無償割当てを実施することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の無償割当ての目的

当社取締役会では、今般の自己株式の保有状況（当社発行済株式の 20.32%）から、当社株式の流通株式の確保は重要な経営課題であると認識しております。当社株式の流動性を高めるとともに、当社保有の自己株式を有効活用して株主の皆様へ還元することを目的に、株式の無償割当てを実施することを決議いたしました。

株式の無償割当てとは、会社法第 185 条に基づく、株主の皆様より新たな払込をいただくかずに、当社の株式を割当てることができる制度です。株式分割と異なり、当社が保有する自己株式は割当ての対象となりません。

なお、株主の皆様への割当てに際して交付する当社株式につきましては、全て当社が保有する自己株式より充当いたします。

なお、本件は当社、各証券会社、証券保管振替機構および当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「三菱UFJ信託」）により手続きを完結することができますので、株主の皆様には特段のお手続きをいただく必要はございません。

2025年5月初旬をめどに、三菱UFJ信託より割当てに関するご通知をお送りいたします。

#### 2. 株式無償割当ての概要

##### (1) 無償割当ての概要

2025年3月31日（月）を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有する普通株式1株につき、普通株式0.05株の割合にて当社保有の自己株式を無償で割当てます。

##### (2) 無償割当てにより交付する株式の状況

- ① 無償割当て前の発行済株式総数 17,627,800 株
- ② 無償割当てを行わない自己株式の数 2,878,142 株
- ③ 無償割当てにより交付する株式の総数 702,364 株

④ 無償割当て後の発行済株式総数 17,627,800 株

(注) 上記は2024年9月30日時点について記載しており、今後、基準日までに自己株式の取得または処分に伴い、無償割当てを行わない自己株式の数及び無償割当てに際して交付する自己株式の総数に変動が生じる場合があります。

3. 日程

- (1) 基準公告日 2025年3月14日(金曜日)
- (2) 基準日 2025年3月31日(月曜日)
- (3) 効力発生日 2025年4月1日(火曜日)

4. その他

(1) 資本金について

今回の株式の無償割当てに際して、資本金の額に変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式無償割当てでは、2025年4月1日を効力発生日としておりますので、2025年3月期の期末配当(2025年6月支払予定)につきましては、株式無償割当て前の株式数を基準に実施いたします。

今回の株式無償割当て後の株式数を基準とした配当は、2026年3月期の中間配当(2025年12月支払予定)において実施いたします。

なお、当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、累進継続配当を旨とした安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(3) 株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式の処理方法について

株式の無償割当ての結果生じる1株未満の端数株式は、会社法234条第1項に基づき、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数に応じて分配いたします。

(4) 割当ての結果生じる単元未満株(100株未満の株式)について

株式の無償割当ての結果生じる100株未満の単元未満株式が生じる場合があります。単元未満株式をご所有の株主様は、以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定による当社定款の定めに基づき、当社に対し、株主様をご所有の単元未満株式をあわせて1単元(100株)となるよう、当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

(5) 株主優待制度の廃止について

当社は株主優待制度を廃止し、株主還元を配当へ集約することといたしました。詳細は2025年2月13日付「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

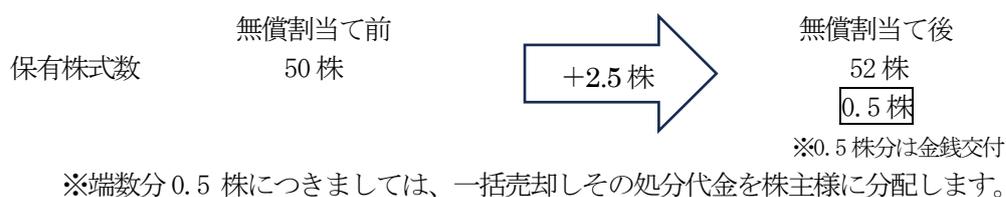
【補足説明】

(今回の無償割当てによる具体例)

(例1) 2,000 株を保有する株主様



(例2) 50 株を保有する株主様



(お問い合わせ・ご通知方法)

効力発生日は2025年4月1日(予定)ですが、株主様の証券口座に割当てられる日付につきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせください。

なお、本件割当ての対象となったすべての株主様に対して、2025年5月初旬をめどに、当社株主名簿管理人の三菱UFJ信託銀行より、本件割当てに関する通知書をお送りいたします。

以 上